

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月19日（金）10時から11時30分

2. 開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3. 出席委員 （9人）

会長	6番	吉見	洋和
会長職務代理者	10番	永井	利一
	1番	齋木	明子
	2番	久原	美樹
	3番	峯	俊一郎
	7番	森	正三郎
	8番	碩	悟
	9番	岡野	正郎
	11番	川島	博

4. 欠席委員 （1人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第10号 農地法第5条の規定による意見決定について

第5 報告第11号 農用地利用集積等促進計画の認可及び公表について

第6 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第7 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 田原 浩治

次 長 内 忠廣

主 幹 田中 秀幸

会計年度任用職員 久原 愛理

8. 会議の概要

事務局長	ただいまから第6回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は9名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、吉見会長に挨拶をお願いします。
会長	【挨拶】
事務局長	ありがとうございました。 それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。
議長	これより会議を開きます。 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。議席番号2番、久原委員、議席番号3番、釜委員の2名を指名いたします。 次に日程第2、会期は本日の1日間といたします。
議長	次に、日程第3の議案第9号、農地法第3条の規定による許可について、を議案とし9号の1から順に調査委員からの説明を求めます。久原委員。
久原委員	議案第9号1、農地法第3条の規定による許可について、調査報告をいたします。 調査員が私と徳推進委員、事務局から田中さんの3人で調査を行いました。 土地の表示 ①瀬戸内町大字諸鈍字徳浜原 1133 番、畑、449 m² ②瀬戸内町大字諸鈍字徳浜原 1134 番、畑、59 m² ③瀬戸内町大字諸鈍字徳浜原 1135 番、畑、727 m² ④瀬戸内町大字諸鈍字徳浜原 1137 番、畑、1537 m² 合計4筆、2772 m²であります。 権利移動の理由は贈与であります。 譲渡人、千葉市中央区〇〇番地、〇〇〇〇 譲受人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 譲渡人は譲受人の従弟になります。 〇〇〇〇さんは自分で船をもっていますので加計呂麻まで通って農業に従事するとのことでした。 以下についてはお目通し願います。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。川島委員。
川島委員	農具、家畜のところですが、これから家畜を買う予定があるのか。
碩委員	これは申請書の様式が農具と家畜数を書くようになっているから記載しているだけではないのか。
田中主幹	そのとおりです。
川島委員	分かりました。
議長	他に意見はございませんか。

	委員より「なし」の声あり
議長	他に質疑ないので、これより採決を行います。議案第 9 号 1 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数と認めます。議案第 9 号 1 は可決いたしました。 次に、議案第 9 号 2 について、調査員から説明を求めます。岡野委員。
岡野委員	議案第 9 号 2、農地法第 3 条の規定による許可について、調査報告をいたします。 調査員が私と森委員、事務局から田中さんの 3 人で調査を行いました。 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字名語長 78 番、畑、570 m² ②瀬戸内町大字蘇刈字宇津原 532 番 3、畑、111 m² 合計 2 筆、681 m²であります。 売買による譲渡であります。 譲渡人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 理由は相手方の要望であります。 譲受人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 理由は規模拡大であります。 下の方はお目通し願います。説明は以上です。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないので、これより採決を行います。議案第 9 号 2 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数と認めます。議案第 9 号 2 は可決いたしました。 次に、議案第 9 号 3 について、調査員から説明を求めますが、本議案と第 9 号 4 については〇〇委員の配偶者に関する案件となっており、農業委員会法第 31 条第 1 項にて配偶者等の議事参与が認められていないため、審議及び採決の間、〇〇委員には一時退室をお願いいたします。（〇〇委員退席）。 それでは改めて議案第 9 号 3 について調査員の説明を求めます。釜委員。
釜委員	議案第 9 号 3、農地法第 3 条の規定による許可について、調査報告をいたします。 調査員が私と徳推進委員、事務局から田中さんの 3 人で調査を行いました。 土地の表示 ①瀬戸内町大字諸鈍字前田原 1038 番 2、畑、636 m²

	対価は売買で 507,528 円、10a 当り 798,000 円となっております。 譲渡人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 理由は相手方の要望であります。 譲受人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 理由は規模拡大であります。 後はお目通し願います。以上です。ご審議願います。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。 川島委員。
川島委員	この方は畜産をやっている方だと思いますが、自作地も借入地も面積がゼロになっているのはどういうことですか。
峯委員	この方は畜産会社を経営されておまして、これまでは会社の方で土地の購入や借り入れを行っていましたが、今回は会社ではなく個人での購入ということであります。
川島委員	分かりました。
議長	他に質疑ございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないので、これより採決を行います。議案第 9 号 3 について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数と認めます。議案第 9 号 3 は可決いたしました。 次に、議案第 9 号 4 について、調査員から説明を求めます。峯委員。
峯委員	議案第 9 号 4、農地法第 3 条の規定による許可について、調査報告をいたします。 調査員が私と徳推進委員、事務局から田中さんの 3 人で調査を行いました。 土地の表示 ①瀬戸内町大字諸鈍字前田原 1038 番 3、畑、492 m² 対価は売買で 392,472 円、10a 当り 797,707 円となっております。 譲渡人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 理由は相手方の要望であります。 譲受人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 理由は規模拡大であります。 内容につきましては先ほどの議案 9 号 3 と同じであります。この農地は続き地となっておりますが、所有者が奥さんと旦那さんに分かれているため二つに分けて申請しております。なお、譲渡人との関係は親戚であります。以上です。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないので、これより採決を行います。議案第 9 号 4 について、賛成の方は挙手願います。

	【全員挙手】 挙手多数と認めます。議案第 9 号 4 は可決いたしました。 次に、議案第 10 号について、調査員から説明を求めます。森委員。
森委員	議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による意見決定について、調査報告をいたします。 調査員が私と吉見委員、岡野委員、事務局から内さんの 4 人で調査を行いました。 土地の表示 ①瀬戸内町大字清水字田川原 206 番 1、田、512 m² ②瀬戸内町大字清水字下金久原 107 番 1、畑、281 m² 合計 2 筆で 793 m²であります。 譲受人、シンガポール共和国〇〇、〇〇〇〇 譲渡人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 同じく譲渡人、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇 転用の目的は宿泊施設であります。 転用事由の詳細は宿泊棟及び駐車場の新設であります。 転用の時期及び利用期間は、時期が 2026 年 9 月から 2027 年 3 月、利用期間は許可後永久であります。 資金調達計画は、総事業費が〇〇〇〇円で全額自己資金であります。内訳は土地取得費が〇〇〇〇円、建築費等が〇〇〇〇円であります。 付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要であります。申請地は原状のまま利用し、被害防除策として緩衝地を設け、土や雨水等が隣接地に流出しないように十分注意し、汚水・生活排水は敷地内に合併浄化槽を設置します。建物は平屋建てにし、隣接に対する日照・通風に影響を及ぼさないように注意します、とのことであります。建設場所ではありますが、県道を清水体育館へ曲がるところの角地となっております。写真も添付しておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。碩委員。
碩委員	この土地の農地区分は何ですか。
次長	第 2 種農地です。
碩委員	第 2 種農地であれば許可できないのではないかと。
次長	申請地は第 2 種農地であるため代替地として瀬久井の方と清水の方と古仁屋下間原に探しておりましたが土地の利用用途とか場所が合わないために断念したというふうに申請書には記載されております。
碩委員	その代替地を探したという証拠はあるのか。ここは大事なところなので確認していますか。
次長	申請書のみの確認となっております。

碩委員	申請書を鵜呑みにするのか。申請書を鵜呑みにするのであれば、ここで審議する必要はないのではないかな。
事務局長	代替地の検討についてのヒアリング等は実施していないため、今後は適切に代替地の場所や内容を確認するようにいたします。
碩委員	今回はヒアリングもしていないし、どうするのか。それと3名の調査員の意見はどうなんですか。第3種農地ならともかく第2種農地なので代替地の検討がなければ許可できないようになっているので大事なところですよ。資材置き場とか駐車場とかであればまだしも、宿泊施設なのでいろんな絡みがでてきますよ。生活排水とか、汚水処理とか、隣近所にどういう影響を及ぼすかとか確認しなきゃダメじゃないですか。この総会資料は許可申請書ですか。
次長	この資料は5条許可に係る意見決定のための概要になります。
碩委員	許可申請書や事業計画書、排水計画、平面図も出さないと分からないでしょう。それと調査員の意見はどうなっていますか。許可されるんですか。
事務局長	このような案件があった場合これも提出する必要がありますか。
碩委員	なければ審議できないでしょう。事業計画書を見ないで何を審議するのか。それと1億何千万の事業費なんだけれども残高証明なども出てますか。
次長	出ております。
岡野委員	私も調査員でしたけど、代替地については再度確認していただいて、来月改めて審議してはどうですか。
事務局長	碩委員からご指摘のありました事業計画書や配置図等の添付書類を送付いたしましたして来月改めて審議していただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。
議長	碩委員からご指摘のありました書類については全て申請書に添付されていますので、これを全員にお配りして来月の総会で改めて審議することといたします。よろしいですね。
碩委員	調査員は事業計画書や平面図を見ながら調査しているのか。
次長	調査員には事業計画書や配置図等の資料を送付しております。
岡野委員	碩委員のおっしゃることは大事なことで、来月改めて審議していただくようお願いします。
碩委員	代替地の検討がいない農地区分の3種では申請できないかなども含めて検討していただきたい。
議長	他にこの議案10号について質疑ありませんか。久原委員。
久原委員	申請者の方は外国に住所がありますが、何をされている方ですか。
次長	本町では清水の方でゼログラフィーという宿泊施設を経営されております。その規模拡大ということになります。
議長	本件はこれで終わります。

	次に、日程第 5 の報告第 13 号、農用地利用集積等促進計画の認可及び公告について、事務局から報告をお願いします。田中主幹。
田中主幹	報告第 13 号、農用地利用集積等促進計画認可及び公告について、報告いたします。 資料 13 ページをお願いします。 認可・公告年月日は令和 8 年 5 月 13 日で、契約開始日が令和 8 年 6 月 1 日、内容につきましては、8 件で畑 8 筆、農地中間管理権の設定を行う出し手 4 名で、賃借権の設定を行う受け手が 4 名になります。合計面積 9245 m²となっております。 それでは、個々にご説明いたします。14 ページになります。 整理番号 28 番、農地の所在地、大字於斉字摺前原 1239 番、現況地目、畑、476 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 29 番、農地の所在地、大字於斉字摺前原 1242 番、現況地目、畑、1490 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 30 番、農地の所在地、大字於斉字摺前原 1246 番 1、現況地目、畑、719 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、使用貸借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 31 番、農地の所在地、大字阿木名字私シ 1713 番 3、現況地目、畑、394 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 32 番、農地の所在地、大字蘇刈字嘉鉄俣 173 番 1、現況地目、畑、1112 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 33 番、農地の所在地、大字蘇刈字嘉鉄俣 173 番 2、現況地目、畑、1105 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 34 番、農地の所在地、大字久根津字前田原 481 番、現況地目、畑、2008 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 整理番号 35 番、農地の所在地、大字久根津字平田原 498 番 2、現況地目、畑、1946 m²、出し手が〇〇〇〇、受け手が〇〇〇〇、賃借権によるもので、存続期間は 10 年間となっております。 以上です。
議長	事務局より第 13 号の報告がありました。質疑はありませんか。碩委員。
碩委員	整理番号 31 番、〇〇〇〇さんのところ、阿木名字私シ 1713 番 3、これは出し手が〇〇〇〇さんになってますが所有権移転されているんです

	か。7年度の農地パトロールの台帳を見ると所有者が〇〇〇〇さんになってますけど。
田中主幹	所有者が不明の場合は相続人を探索いたしまして相続人が1人でもいた場合は共有者不明農地ということで代表者になっていただいて、手続きを経て農地バンクに登録して貸付けができるようになっております。
碩委員	所有権は移転していないのか。
田中主幹	所有権は移転しておりません。相続人の中から代表者になっていただいて農地バンクと契約をしていただいております。
碩委員	所有者と代表者は名前が違っていいのか。
田中主幹	所有者不明農地の制度に基づいて戸籍や住民票を調査したうえで依頼していますので、所有者の名前でなくても契約できることになっております。
碩委員	問題はないの。
田中主幹	問題はありません。
碩委員	3年ぐらい前に、阿木名で農地を貸したことに同意した覚えがないということで問題になったことあるので聞いている。もし〇〇〇〇さんが借りた農地にタンカンを植えて後で同意していない人がでてきたらどうするのか。
事務局長	3年前は農地バンクではなく基盤法での貸し借りだったので若干違いかもしれませんがバンクで承認されている以上は問題ないと考えております。
碩委員	農地バンクで借りている農地が問題ないのであれば、何も審議する必要はないのではないのか。
事務局長	審議とかこれを決定するとかではなく、これを見たうえで意見や聞きたいことがあればということであります。
碩委員	代表者との契約に同意していないものが現れた時に問題なければいいです。農地バンクに確認してください。
岡野委員	〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係はどうなっているのか。
田中主幹	取り寄せた戸籍を確認すれば分かりますが、本日は農地バンクの担当者が不在のため回答することができません。次回からは所有者と貸付け代表者の関係も説明できるようにしたいと思います。
議長	碩委員からの意見については7月の総会で報告していただくようにいたします。 次に、日程第6の報告第14号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局から報告をお願いします。田中主幹。
田中主幹	報告第14号1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について資料の15ページをお願いします。 1、土地の表示 ①清水字中策祢原 313 番 1、畑、374 m² 2、権利を取得した者、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇

3、権利を取得した日、令和8年3月5日
 4、権利を取得した事由、相続
 5、取得した権利の種類及び内容、種類、所有権
 6、農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない
 7、届出の年月日、令和8年5月7日
 報告第14号2

1、土地の表示
 ①網野子字苗代320番7、畑、236㎡
 ②網野子字川内751番、畑、694㎡

2、権利を取得した者、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇
 3、権利を取得した日、平成28年1月5日
 4、権利を取得した事由、相続
 5、取得した権利の種類及び内容、種類、所有権
 6、農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない
 7、届出の年月日、令和8年5月11日
 報告第14号3

1、土地の表示
 ①篠川字下里551番1、畑、153㎡
 ②篠川字上行754番3、畑、450㎡

2、権利を取得した者、瀬戸内町大字〇〇番地6、〇〇〇〇
 3、権利を取得した日、令和3年6月26日
 4、権利を取得した事由、相続
 5、取得した権利の種類及び内容、種類、所有権
 6、農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない
 7、届出の年月日、令和8年5月13日
 報告第14号4

1、土地の表示
 ①薩川字赤崎原47番1、田、211㎡
 ②薩川字大勝原745番3、田、727㎡
 ③薩川字大勝原748番、田、79㎡
 ④薩川字大勝原762番2、畑、135㎡
 ⑤薩川字大勝原766番3、田、352㎡
 ⑥薩川字樋與古原805番、田、267㎡

2、権利を取得した者、瀬戸内町大字〇〇番地、〇〇〇〇
 3、権利を取得した日、平成29年5月22日
 4、権利を取得した事由、相続
 5、取得した権利の種類及び内容、種類、所有権
 6、農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない
 7、届出の年月日、令和8年5月15日
 以上です。

議長	事務局より第 14 号 1 から 4 の報告がありました。質疑はありませんか。峯委員。
峯委員	報告 14 号 4 の登記地目が田のところが現状では不耕作畑になっているのは不耕作田の間違いではないのか。
田中主幹	この現況地目につきましては農地台帳に記載されている地目になります。
議長	他に質疑ありませんか。岡野委員。
岡野委員	不耕作畑と遊休農地の違いは何ですか。
事務局長	手元に資料がないのでやんわりとお答えいたしますと、耕作放棄地は所有者が農業をしないと決めた農地、遊休農地は農地パトロールを実施して判断した農地となっております。その他にすぐに耕作できない荒廃農地といったものもあります。
碩委員	農地パトロールで荒廃地というか原野化しているところは非農地判断すれば職権で地目変更できるんでしょ。
田中主幹	非農地判断された農地は農業委員会から法務局へ職権で地目変更を依頼しております。
議長	他にないですか。質疑ないようですので第 14 号の報告を終わります。次に、日程第 7 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。田中主幹。
田中主幹	19 ページをお願いします。 諸般の報告 令和 8 年 6 月 1 日月曜日の大島地区農業改良普及事業協議会通常総会と令和 8 年 6 月 2 日火曜日の奄美地区農業委員会連絡協議会定期総会及び奄美群島農政推進協議会総会が奄美市で開催予定でありましたがけれども台風接近のため、いずれも書面決議に変更されております。 令和 8 年 6 月 10 日水曜日に農業者年金システム研修会、翌 11 日木曜日に農業者年金業務担当者会議が鹿児島市で開催されまして田中が出席いたしております。 次に行事予定であります、令和 8 年 6 月 23 日火曜日に農業委員会組織業務効率化検討会が鹿児島市で開催予定であります。 令和 8 年 6 月 25 日木曜日に鹿児島県の農業会議が本町に巡回で訪問予定であります。 令和 8 年 7 月 17 日金曜日に第 7 回農業委員会総会、翌週の 7 月 21 日火曜日に改選後初となります第 1 回農業委員会臨時総会を予定しております。 以上です。
議長	諸般の報告及び行事予定の説明がありました。 次にその他に入ります。委員の皆さん、推進委員の皆さん、事務局から何かございましたらお願いします。事務局長。

事務局長	皆さんにお配りいたしておりますセグロウリミバエの資料であります が、前回、岡野委員からお願いのありましたの情報について共有させて いただきましたので、よろしくお願いいたします。
碩委員	農業委員として何かやることはあるのか。
事務局長	特にございません。前回の総会で委員の方から依頼がありましたので 情報共有ということであります。
議長	他に何かございせんか。
碩委員	以前、私が指摘した阿木名石原 457 の件はどうなっているのか。
田中主幹	碩委員から指摘のありました農地につきましては2年前に所有者が亡 くなっていましたので、現在この農地を管理されている方に相続登記と 農業委員会への届出を早めに済ませるようお願いしているところであり ます。管理人の話では司法書士事務所に依頼するとのことでありまし た。
議長	他に何かございせんか。田中主幹。
田中主幹	時間ありませんが、農業者年金への加入促進活動へのお願いであり ます。本町では年金の加入者が現在1名ということになっております。 お配りいたしました資料にもございますようにメリットも多くありま すのでお目通しのうえ1人でも多くの加入に繋がられますよう、よろし くお願いいたします。 以上です。
議長	他に何かございせんか。 ないようですので、以上で、第6回農業委員会総会を終了します。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和8年6月19日

署名委員

署名委員